

# 令和6年度事業計画

## ～環境変化への対応と循環型社会構築への貢献～

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

昨今の国内外の社会経済は、従来以上の速さで変化し多様化しており、世界的には人口が増加し続ける一方、地政学的リスクが高まり、エネルギーや食料等の需給に及ぼす影響がより顕在化している。また、環境関連では、世界規模での気候変動や大災害など深刻な問題の克服とともに、循環経済への移行の加速が求められている。

日本経済に関しては、コロナ禍による制約等で停滞していた経済社会活動の正常化が進み、それに伴う個人消費や設備投資の持ち直しが続く中、今後も雇用・所得環境の改善が見込まれ、海外景気の下振れによる景気下押しリスクがあるものの、民間需要主導の緩やかな成長が続くと見られている。

しかしながら、物価に関しては、一旦は上昇傾向が沈静化していくものの、賃金の上昇、政府による激変緩和措置終了後の電気・ガス代の高騰、さらに企業における価格転嫁の進展などに伴い、再びインフレ圧力が強まるという見通しもある。

物価の変動が、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容リ法」という。）に定められる分別基準適合物及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ法」という。）に定められる分別収集物（以下、併せて「分別基準適合物等」という。）の引き取り量や、これら分別基準適合物等の再商品化に係るコスト、再商品化製品の販売動向など当協会の事業に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

当協会は、こうした経済社会環境の変化に対応しつつ、持続可能な再商品化事業を実現していかなければならない。

容リ法に基づく指定法人として、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることが当協会の基本目的である。しかし、大きな変革期に直面し、単に廃棄物対策としての3R（リデュース、リユース、リサイクル）の遂行ではなく、経済と環境の好循環といった視座から資源循環に貢献することが求められる。また、持続可能なシステムの確立には産業競争力の強化といった観点からの取り組みも必要となる。

当協会の登録再商品化事業者数は、直近10年以上にわたり減少傾向にあるが、全国の市町村から引き取る分別基準適合物等に対応し得る再商品化能力の確保が不可欠である。この実現は、再商品化事業者の個々の努力だけでは困難であり、国とも連携した再商品化事業に係る需要と供給の両面でのサポートが必要である。

当協会としては、再商品化製品等の市場や技術開発の動向等に関する様々なデータや情報を的確に把握のうえ適宜提供し、課題と優先順位を明確にしたうえで、国に対する支援の要望を含め具体的かつ実効性のある解決策を講じていくよう努める。

資源循環の推進には、関係者が個々に対応するのではなく、共通のプラットフォームを利用し連携・協働していくことが肝要である。容リ法に定められる容器包装及びプラ法に

定められるプラスチック使用製品（以下、併せて「容器包装等」という。）のリサイクルについては、当協会がプラットフォームとしての役割を担い、関係者の連携の一つの核として事業を推進することで、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保しひいては国民生活・経済の健全な発展にも寄与していく。

令和4年度からは、従来の容器包装という用途に着目した容リ法に加え、プラスチックという素材に着目したプラ法が施行された。

令和6年度は、容リ法に基づくプラスチック製容器包装廃棄物（以下、「容リプラ」という。）及びプラ法に基づくプラスチック使用製品廃棄物（「容リプラ」を除く。以下、「製品プラ等」という。）を一括して再商品化を実施することができる制度が開始されて2年度目となる。そのため市町村からの再商品化の委託量の増加に伴い、新たな課題が顕在化することも予測されるが、それらを一つ一つ克服し製品プラ等を含む再商品化を適正かつ着実に実施する。

また、プラ法の施行に伴い業務、手続き等が複雑化する中で、適切な業務運営を継続しつつ、制度及び運用に関する普及啓発活動を一層強化し、より多くの関係者の理解と参画を促していく。

具体的な取り組みについては下記のとおりである。

## 記

### 1. 容リ法に基づく再商品化の着実な実施

#### (1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量\*

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価に基づく再商品化委託料金を徴収し、②に定める量の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施する。

\*容リ法第25条において、指定法人は、事業計画書に特定分別基準適合物ごとに委託料金及び特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならないと定められている。

##### ① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価（円/トン）（注） 消費税は含まず	
		令和6年度再商品化 実施委託単価	令和5年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	10,400	0
	茶色	13,500	0
	その他色	21,400	0
PETボトル		6,500	1,400
紙製容器包装		25,000	0
プラスチック製容器包装		62,000	0

（注）令和6年度再商品化実施委託単価及び令和5年度抛出委託単価は、令和5年10月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。

## ② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和 6 年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

## (2) 市町村への資金拠出

### ① 容り法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の拠出

容り法第 10 条の 2 に定める市町村への資金拠出制度に基づき、既定の算定方法により算定される令和 5 年度の拠出金を、令和 6 年 9 月末迄に当該市町村に拠出する。

### ② 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

P E T ボトル及び紙製容器包装の再商品化委託において、有償入札となる再商品化事業者に対し与信管理を厳格に行いつつ、有償入札による収入について該当する市町村に対し、引き取り量と有償落札単価に基づき算定した資金を拠出する。

## 2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

当協会が行う再商品化事業の持続可能性を確保していくためには、適正な業務管理、再商品化能力等の確保・拡充、関連情報の把握と有効活用等が不可欠であり、下記(1)から(4)に掲げる取り組みを実施する。そして、これらの取り組みを着実に実施することにより、再商品化事業に係る社会全体のコストの低減・適正化を図る。

### (1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

再商品化事業の着実な遂行を確保すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で常に確認するとともに、現地検査を効果的、効率的に実施し、従来に増して丁寧なアドバイス・指導により管理の強化を図る。特に、再商品化事業者の現場では安全衛生管理が徹底されていない事例も見受けられ、改めて注意喚起と管理の徹底を働きかけていく。

また、事務局の業務方法・手順に関しては、各部における手順書やマニュアルを改めて検証し、必要に応じ適宜見直しを行う。その際、R P A (Robotic Process Automation)やO C R (Optical Character Recognition) の活用などによりD X促進に取り組み、生産性の向上や業務の効率化・合理化を推進する。

このほか、制度運用に関しては、容りプラ、製品プラ等及びP E T ボトルの再商品化に関し、引き続き望ましい入札制度を検討する。

特にプラスチックにおいては、容り法及びプラ法 32 条(いわゆる、委託スキーム)に基づく事業者登録、総合的評価、落札可能量査定、入札選定、落札確定などの一連の業務を確実に実施するとともに、製品プラ等が加わったことによる運用面の変化に対応していく。

具体的には当面、分別基準適合物（容リプラ）と分別収集物（容リプラ及び製品プラ等）のそれぞれについて、引き取りから再商品化製品製造までの区分管理が必要であり、再商品化事業者の管理状況の確認を強化する。また、市町村の中間処理施設についても、市町村にその管理能力及び処理能力に関する確認を要請し、必要に応じて契約書を改訂して市町村の責任を明確化する。このほか、こうした管理を通じて得られた区分管理やLiB（リチウムイオン電池）などの異物除去の実施状況とそれらに関するトラブル事例などの情報を、可能な範囲で他の再商品化事業者や市町村に情報提供し、有効な活用を促す。

プラ法 33 条（いわゆる、計画認定スキーム）に関しても、分別収集物の再商品化業務の遂行状況確認のため、月次報告の精査等を実施する。

## （２）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

人手不足の更なる深刻化、エネルギー価格をはじめ諸物価の高騰が懸念される中で、再商品化事業者の事業環境は引き続き厳しい状況にある。

これは、当協会の登録再商品化事業者数にも表れているが（平成 24 年度 281 社⇒令和 6 年度 184 社）、容器包装等のリサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの分別基準適合物等の引き取り量に対応し得る再商品化事業者・能力の確保・強化を図っていくことが不可欠である。

このため、協会に未登録の再商品化事業者への周知、案内を拡充し、新たな再商品化事業者の発掘と登録の促進を図る。

特にプラスチックにおいては、新規登録事業者の確保策として、①産業廃棄物処理事業者及び関連団体への呼びかけ、②市町村中間処理施設を受託している民間事業者への呼びかけ、③協会に問合せのあった事業者への対応等を行う。さらに、設備投資を計画している事業者に対して適切な情報提供を図る。また新規登録事業者に対しては運用ルール等の説明等を適切に実施して理解促進を図り、受託初年度であっても適正な再商品化が実施できるようにサポートする。

また、再商品化事業者の積極的な参画には、設備投資や研究開発、再商品化製品の需要拡大が必要であり、再商品化事業者の自助努力だけでは困難なこれら課題の解決のために国等に対して具体的な支援策の実施を働きかけていく。加えて、業界や再商品化事業者が抱える課題解決に向けて、関係団体と共に国への窓口となり情報共有や提案を行う。

このほか、再商品化製品を利用した製品に関する情報収集・提供を積極的に行うとともに、諸手続における合理化・簡素化の一層の促進を通じて、事業者の業務負担の軽減を図る。

## （３）分別基準適合物等の品質向上アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物等の品質向上は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資するばかりでなく、残さの削減による収率改善、再商品化製品の販売量拡大、新商品開発等にもつながり、再商品化事業者の生産性向上を後押しすることにもなる。さらに、特定事業者や市町村が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与す

ることが期待できる。

こうしたことから引き続き、市町村から引き取るベール(=分別収集したものを圧縮梱包したもの)などの品質調査を実施するとともに、同調査に基づく助言、提案、要請等の適切な改善アプローチに努める。

素材別の取り組みについては以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、市町村が回収・選別する段階で細かく割れ、色分け・再資源化できず残さとなるものがかなり多くあると推察される。また、市町村によっては、その他の色のガラスびんの中に無色、茶色のガラスびんを混入させて収集している事例もある。

引き取りびんの品質及びリサイクル率向上のため、関係団体と共に市町村訪問や品質調査への立会を実施し、その機会に手選別による破碎の防止や色別の分別収集の徹底などにつき、理解と協力を求める。

- ② PETボトルでは、混合収集している市町村を積極的に訪問し、「引き取り品質ガイドライン」の周知徹底を図る。

また、市町村の中間処理施設における選別状況を調査・確認し、PETボトルの単独収集の促進に向けた働きかけを行う。

- ③ 紙製容器包装では、ベール品質はおおむね良好であるが、以前と比べ消費者による分別排出が徹底されていない傾向が目立ち、一部が燃えるごみに回ることもある。そのため、市町村訪問や品質調査立会の機会に、市の担当者に分別品質維持への理解を求め、継続的な市民への啓発・広報活動を要請する。

- ④ プラスチック製容器包装等では、容リプラについて、容器包装比率が「引き取り品質ガイドライン」を著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を要請したうえで、再調査を実施する。

分別収集物に関しては、市町村の定める回収対象物と市民へのその周知の度合い、中間処理施設での異物除去の精度等によってはベール品質の悪化が懸念される。そのため「市町村からの引き取り品質ガイドライン(分別収集物用)」の周知・広報活動、市町村及び中間処理施設への出前講座、ベール品質調査時の立会者との意見交換等を通じて、分別収集物の品質向上を図る。

また、製品プラ等を回収する市町村に対しては、年2回(上期・下期それぞれ1回)ベール品質調査を実施し、分別収集物の品質の維持・向上を図るとともに、容リプラと製品プラ等及び異物の比率を確認し、契約した比率と比べて大幅な乖離があった場合は、期中で比率変更を行うことにより、適正な費用の支払いを確保する。

これら品質調査の拡充を勘案し、効率的なスケジュールの作成、必要調査員の確保、効率的な調査実施等を行う。更に令和7年度の申込み件数増加を想定した調査体制を整備する。

#### (4) 再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

再商品化製品利用製品や各素材の原材料などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などにつき、より早く、広く、深く収集・把握するよう努める。

それらの情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響を分析し、再商品化事業の推進に役立てる。

また、日常的な業務報告のみならず、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ適宜現場の状況を把握するように努める。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、需要は徐々に復調しつつあるが、流通するガラスびんが減少しており、当面厳しい状況が続くと予想され、再商品化事業者及び再商品化製品利用事業者への影響が懸念される。

そのため、現地検査や月次の販売実績報告等を通じ、適正に再商品化され遅滞なく再商品化製品利用事業者において利用されているか等、再商品化の状況を把握するとともに、再商品化製品利用事業者の生産・販売動向に関する情報も逐次収集・把握する。

- ② PETボトルでは、環境負荷調査結果をホームページに掲載し、情報発信する。また、バージン原料やリサイクルによって得られる原料の市場動向、国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報を収集・把握する。さらに、再商品化製品利用事業者とのコミュニケーションを強化し、需要や製品に関する課題等の把握に努める。加えて、外部環境変化等による落札結果への影響と落札状況の変化による再商品化への影響の調査や、独自処理を行っている市町村からその理由に係る調査を行い、現状及び課題を分析、整理し、必要な対応を検討する。

- ③ 紙製容器包装では、古紙不足の状況にある中、雑紙一括回収の増加など従来の古紙回収のあり方に変化が見受けられる。今後の紙製容器包装の再商品化に及ぶ影響に適切に対応するために、市町村、関係団体、製紙会社等との連携を強め、積極的に訪問・意見交換を実施し、早期に情報を収集・把握し、分析することにより再商品化事業を効果的に推進する。

- ④ プラスチック製容器包装等では、プラ法に基づく再商品化申込の増大における課題の早期発見に努め、将来の運用等見直しの検討に資する情報の整理・分析を進める。一例として分別収集物の再商品化に及ぼす影響を把握することとし、具体的には、品質、収率、ベールや残さの樹脂組成の変化を捉え、各種ガイドライン等の見直しを検討する。

### **3. 不正・不適正行為等の防止への取り組み**

不正行為と不適正行為の防止への対応及び危機管理体制の強化に関する取り組みについては、以下のとおり。

#### **(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行**

当協会は、「危機管理規程」等に基づき、不正及び不適正行為をはじめとする危機事象の発生を未然に防止し発生時には適切に管理するため、危機管理体制の維持、強化に努めている。危機管理委員会において、年度当初に危機事象の洗い出しとその防止策を策定し、四半期ごとに進捗状況を確認しながら着実に実行する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに同委員会を開催し弁護士など専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

#### **(2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動**

再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者に改めてコンプライアンスの徹底を働きかける。また、月次報告等による再商品化実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領書との照合など報告内容の適正を確認するとともに、現地検査や財務状況の把握など多面的な対策を実行し、不適正行為等の防止を図る。

なお、不適正行為等に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。

#### **(3) 外部監査人立会による厳正な再商品化事業者の登録審査の実施**

適格な再商品化事業者を確保すべく、再商品化事業者の登録判定においては、外部監査人として弁護士及び市民団体代表の参画を得て、厳正な審議を行う。

#### **(4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立**

情報漏洩防止に関しては、インターネット通信環境などのセキュリティを高めるとともに、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底するとともに、ICT機器及び情報セキュリティサービスを効果的に使用することで情報を厳格に管理、運用する。

また、自然災害等の危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）に基づき、基幹コンピューターシステム（REINS）のバックアップサイト接続の定期的な確認作業、リモートワーク環境の向上を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

### **4. 再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）**

容器包装リサイクルを持続可能なものとするために、再商品化義務を負う全ての特定事業者には、適正に義務を履行していただくことが必須であり、以下のとおり義務不履行の特定事業者（いわゆる、ただ乗り事業者）への対策を強化していく。

### **(1) 主務省庁に対するただ乗り事業者への指導強化などの支援の要請**

主務省庁がただ乗り事業者対策を講じるに当たり、フォローが必要と思われる事業者リストを作成し、主務省庁に提供するなどの取り組みを実施する。また、主務省庁及び各地にあるその機関、更には商工会議所、商工会等からの対象事業者等の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行うとともに、上記事業者リスト作成についてこれら機関の協力を求める。加えて関連する業界団体の協力のもと、その傘下の会員企業等への周知・啓発活動の強化を図る。

このほか、年4回開催している情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）をはじめ、様々な機会に主務省庁へ情報提供を行うとともに具体的な取り組みを要請する。また、各地で特定事業者説明会・個別相談会を開催する機会に、主務省庁の出先・関連機関を訪問し、ただ乗り事業者対策や容り制度の普及啓発等について情報共有と連携による取り組みの推進を図る。

### **(2) 関連団体やEコマースプラットフォーマー等との連携による周知、啓発の強化**

当協会の評議員の所属団体との連携を強化し、業界ごとの普及啓発活動を積極的に行う。

また、年2回開催する理事会・評議員会において、再商品化のただ乗り事業者問題とその対応等につき説明・意見交換し理解の促進を図る。さらに、個別に団体を訪問し、具体的な協力要請を行うとともに、関連団体等を紹介いただき同団体への啓発活動を展開する。

加えて、近年急速に市場を拡大しているEコマースのプラットフォーマーへ重点的にアプローチし普及啓発と特定事業者の義務履行促進に繋げていく。

### **(3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化**

当協会から業務委託している全国の商工会議所・商工会において、会報やホームページ、SNS等を通じて協会業務や容り制度を積極的に発信していただき普及啓発の強化を図る。特に特定事業者の申込期間において集中的な普及啓発活動を要請する。

また、大都市を中心に開催している特定事業者説明会・個別相談会に関しては、内容の充実や効率的な説明に努めるとともに、事業者が参加しやすい方法を検討し、参加者の増加を図る。

### **(4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化**

各種問い合わせに対応しているコールセンターについては、より迅速かつ正確な応答を行う。また、主務省庁と各地にある国の機関及び商工会議所や商工会からの対象事業者等の情報照会に対し、的確な回答とフォローを行う。また、積極的なただ乗り事業者対策のため、体制の強化を図り特定事業者の申込数増加に繋げる。

このほか、再商品化の未申込者への架電、ホームページにおける特定事業者の申込状況の一層の明確化、啓発チラシや広報誌の配布、各種イベントを通じた広報活動など普及啓発の強化を図る。



## **(5) 過年度分の遡及申込等に対する適切な運用**

再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者は、最長で平成12年度まで遡って申し込みをする必要がある。長期にわたる過去の申込データの作成や多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっている可能性もあり、分割払いの適用など運用面での工夫による義務履行の促進に努めていく。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにもかかわらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名による支払催告や必要に応じて訴訟提起を行うなど、再商品化義務の履行を強く促す。

## **5. LiB 等危険物混入トラブル防止への取り組み**

LiB 等の混入による発火トラブルは、容器包装のリサイクル現場において事業の存続に影響を及ぼす事例も見られ、依然として発生件数は高止まりの状況であり、鎮静化する見通しが立たない状況にある。

これらトラブルの根本的な対策として、LiB を利用する小型家電製品製造事業者や小売事業者に対し、LiB 内蔵に関する表示の徹底や廃棄方法の整備・周知などの対策を要請していく。

また、国や地方公共団体と連携し、効果的・先進的な取り組み事例を全国の地方公共団体に周知し取り組みの横展開を図る。特に経済産業省が公表した「メーカー・小売事業者が取り組むアクションプラン」の周知・普及を図る。

中長期的には法律ベースで、LiB 内蔵製品の回収が促進されるよう、関係者と連携し国・関係機関に働きかけを行う。

## **6. 容り法見直しに向けた検討への対応・準備**

容り制度については、前回（平成 28 年）の見直しから既に 7 年が経過している。容り制度を取り巻く環境が大きく変化し、プラ法に基づく新たな施策が始まっている中、適宜、関係団体と連携して情報の収集・提供や課題の提示を行うなど、入札制度を含め主務省庁における容り制度の検討に資するべく努める。

## **7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充**

### **(1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開**

特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などのステークホルダーを対象に、ホームページ、会報誌、SNS 等の多様な伝達手段を通じて情報発信を行う。

さらに消費者に対する情報発信をより充実・強化し、容り制度の認知度向上と、製品プラの再商品化に伴い一層重要度が増した分別意識の向上を図っていく。

- ① ホームページについては構成を全面的に見直し、掲載情報の内容と導線を明快に示すとともに、チャットボットの活用等により、訪問者が求める情報に素早く、容易に到達できるようにする。また、データ・ライブラリーの掲載内容の見直し・整理を行い、ビジュアル分析ツールを導入することで、閲覧者によるデータ分析の容易化を推進する。
- ② 「容リ協ニュース」(年3回・各8千部発行)は特集企画のテーマをSDGs全般とし、対面や現地での取材活動を強化することで内容を充実させる。「年次レポート」(1万部発行)は、プラ法に基づく最初の再商品化実績についても分かりやすく掲載する。
- ③ 会議所ニュース(日本商工会議所発行)や経団連タイムス(日本経済団体連合会発行)に令和7年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載し、特定事業者の再商品化委託申し込みの拡充を図る。また、会議所ニュースにおいては、当協会事業の周知・普及に係る連載記事を掲載する。
- ④ マスメディア(新聞・テレビ・雑誌等)や様々なソーシャルメディアの活用による広報活動を積極的に展開し、容リ法等に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う再商品化業務の内容等について、社会的な認知度向上を図る。マスメディア向けのニュースリリースについては、ネット配信を中心とし、内容に応じて記者クラブを通じた情報発信も随時実施する。
- ⑤ 幅広い対象を想定しエコプロ、こどもエコクラブなどの環境イベントに出展しつつ、新規に東京国際包装展へ参加し、来場者に向けたただ乗り事業者対策の普及啓発を図る。その他、自治体主催のイベントについても適宜対応していく。  
さらに、分別意識の啓発の重要性を勘案し、多くの集客、特に若年層の参加が期待できる新規分野のイベント出展も積極的に試みる。
- ⑥ 容リのみならず、昨年度より開始したプラ法に基づく再商品化の実績、状況等についても、ホームページ、機関誌、説明会等を通じて積極的に情報発信していく。

## (2) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適した普及啓発活動を実施する。  
特に、プラスチックでは、再商品化事業者には分別収集物の再商品化に関する遵守事項について、また市町村には保管施設管理及び組成調査の実施について、説明会で周知徹底を図る。

- ② 国や地方公共団体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等へ当協会役職員を講師として派遣し、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物等の引渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容リ制度担当職員向け研修会は、WEB開催を原則とし、参加者の利便性を図るとともに開催に関するコストの削減を図る。

- ③ 特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等からの意見、要望、提案、苦情等は、業務改善の重要な手掛かりであり、当協会に寄せられるこれら意見等についての適切な対応と業務への反映を図る。特に、コールセンターは特定事業者への普及啓発、申込みの促進において重要な役割を果たしており、その対応の質の向上が求められる。そのため、RPA導入により業務を効率化し、特定事業者からの照会に対して迅速かつ丁寧な対応ができる体制を整備する。さらにホームページにチャットボットを利用したFAQを掲載することで、特定事業者にとって使いやすい、素早く回答を得られる仕組みをつくる。

また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

### **(3) 関連事業への後援・協賛等**

国や地方公共団体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

## **8. 関係主体間の連携の強化**

### **(1) 国内関係機関との連携強化**

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議を、その内容拡充を図りつつ定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル関係団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を積極的に行う。また、評議員や理事の所属団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、再商品化事業の改善に役立てる。

### **(2) 海外関係機関との交流連携の促進**

再商品化事業の更なる改善と促進及び日本の容リ制度の積極的な周知・広報、さらには諸外国のリサイクル関係機関との交流・連携を図るため、関連団体と共同で調査団を

派遣する。

プラスチックに関しては、過年度に予定しながら新型コロナウイルス感染拡大の影響で取り止めた欧州等への廃棄物リサイクル情勢に関する調査団を、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会等と共同で派遣する。それにより、各国の取り組みや課題、リチウムイオン電池等の禁忌品対策等につき調査し、当該国関係機関とのネットワークを構築・強化しつつ、情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務への反映など今後の国内での対策の推進に役立てる。

また、海外から寄せられる日本の容リ制度に関する懇談、ヒアリング等の依頼については積極的に対応し、同制度の周知・広報に努める。さらに、日本のリサイクルシステムが優れている点は積極的に紹介し現地のシステム改善に役立つような取り組みも進めていく。

## **9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底**

### **(1) ガバナンスの向上**

業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限を有する「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、会計監査人から会計処理が適正に行われているかにつき厳正なチェックを受けるとともに外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

### **(2) コンプライアンスの徹底**

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員がそれぞれの立場で役割と責任を自覚したうえで実践できるよう、コンプライアンスやリスク・情報管理、内部監査を実施し、事業の適正な運営を確保する。その際、コンプライアンスやリスク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修、勉強会等を適宜実施し、一人ひとりの意識の向上・強化を図る。

## **10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進**

### **(1) 事務局の人材育成と能力向上**

プラ法に基づく再商品化をはじめ、当協会が担う業務の内容、量、範囲は年々拡大し、新たな課題も生起している。こうした業務の拡大や新たな課題に適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と能力の向上に努める。また目標管理制度や人事管理制度等を通じて、定期的な人事異動を行い適材適所の人材登用を促進するほか、事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

## (2) DXによる生産性の向上

当協会や社会を取り巻く様々な環境変化に適切かつ迅速に対応していくためには、DXの継続的な推進が不可欠である。具体的には、協会業務の全体の効率化、高度化を早期に達成するため、AI（人工知能）等各種ツールの活用により自動化・省力化を進めるとともに、業務マニュアル整備の徹底や情報の一元化・共有化により業務の標準化・効率化を進め、生産性の向上を図る。さらに、DX推進の重要性についてリモート学習やeラーニング等各種教育研修を実施し、意識変革を推進していく。

また、REINSが協会業務を引き続き適切に処理できるように、新規に対応が必須となる業務要件に応じた機能を強化しつつ、従来からある業務と機能を再点検し、コストの適正性を確保する。

以上